平成３０年１２月１３日
防　　衛　　省

１２月５日軍事拡大に反対する共同声明に対する回答について

１．宮古島における陸上自衛隊の部隊配備に関連し、千代田カントリー地区の建設現場において、断層や軟弱な土壌、空洞の存在が専門家から指摘され、沖縄防衛局の開示文書にも明記されていることを指摘した。貴省より「関係法令に則り、安全を確保する」との説明があったが、具体的な根拠は示されなかった。安全を確保することが可能とする具体的な根拠と対応策を示されたい。

○　提示された別添１【開示文書Ｂ８４７　Ｐ６】は、宮古島の地形を概観するため標高をわかりやすく色分けしたものです。資料に記載しているとおり、調査地は断層崖に沿った地区であり、実際の建設予定地に、断層があるわけではありません。

○　沖縄防衛局は、施設建設にあたり、まず、地質調査を実施し、その調査結果を元に、建築基準法等の関係法令に基づく実施設計を行い、沖縄県建築主事等より計画通知等の確認を受けております。そのうえで、実施設計に基づき建設工事を実施していることから、現在建設している建物等の安全性が確保できていないとは考えておりません。

○　１２月５日の要請時にお尋ねのあった、燃料タンクの設置についても、前述のとおり、地質調査、実施設計を行った上で、消防法等の規定に基づき、危険物の設置における基準を満たす様、平板載荷試験を実施し、設置するために必要となる地耐力を確保していることを確認しております。併せて、消防法等に基づき、危険物製造所等設置許可申請書を宮古島市に申請し、設置の許可を受けています。

２．千代田カントリー地区の建設工事において、ベトナム人労働者約２００人が技能実習生として低賃金、劣悪な労働環境で建設工事に従事し、労働者間で賃金格差が生じていることを指摘し、調査と改善を求めたのに対し、貴省より「民間事業者間の契約に関することであり、防衛省として把握する立場にはない」としつつも、「どう対応するかについて検討する」との回答があった。検討結果を示されたい。

○　発注者である沖縄防衛局では、各受注者に対して、契約図書に「関係法令を遵守する」よう記載し、発注しているところであり、契約後も受注者に対し、それらを遵守するよう指導を徹底しているところであります。

○　指摘のあった民間事業者間の雇用状況の把握についての対応を検討し、受注者に対し、事実確認をすることとしました。その結果、受注者によれば指摘のような事実は確認されていないとのことです。いずれにしても、防衛省としては、引き続き、発注者として関係法令の遵守を受注者に対し指導してまいります。

３．石垣島における陸上自衛隊の部隊配備に関連し、沖縄防衛局が１１月２日及び１２月４日に造成工事の入札公告を行っているが、具体的な場所（図示されたい）、面積、用地取得の状況と現在の所有権の所在を示されたい。また、用地取得が完了していない下で造成工事の入札手続きに着手することが可能とする法的根拠を示されたい。

○　造成工事を実施する具体的な場所は、別添２のとおり

○　現在、入札公告中及び発注予定として公表している各造成工事における面積は、以下のとおり

①　陸自石垣島（３０）駐屯地造成工事（その１）　約３．５ｈａ
②　陸自石垣島（３０）駐屯地造成工事（その２）　約０．８ｈａ
③　陸自石垣島（３０）駐屯地造成工事（その３）　約０．６ｈａ
④　陸自石垣島（３０）駐屯地造成工事（その４）　約０．６ｈａ
⑤　陸自石垣島（３０）駐屯地造成工事（その５）　約１．３ｈａ
⑥　陸自石垣島（３０）駐屯地造成工事（その６）　約２．７ｈａ
⑦　陸自石垣島（３０）駐屯地造成工事（その７）　約５．４ｈａ

○　石垣島への陸上自衛隊部隊の配備に伴う用地取得については、現時点において、売買契約の締結に至っていません。今後、土地所有者等との調整が整い次第、用地取得を行っていく予定ですが、具体的な取得時期は決まっていません。また、お尋ねのような、「用地取得が完了していない下で造成工事の入札手続きに着手することを可能とする」ことは、そもそも法令等によって規定されているとは承知しておりませんが、防衛省において、入札・契約手続を行うにあたっては、会計法（昭和２２年法律第３５号）等の規定に基づき適正に行っています。

以　上

別添1
(開示文書
B847)

宮古島の広い平坦面(中位段丘面)は北西～南東方向の断層によって 2～0.5km 幅の短冊状に分断されているのが特徴的であり、島内にはこれらの断層によって形成された北西～南東方向の急崖（石灰岩堤）が発達している（図 2-1-2)。

調査地は宮古島のほぼ中央部を北北西－南南東方向に通る断層崖に沿った地区である。

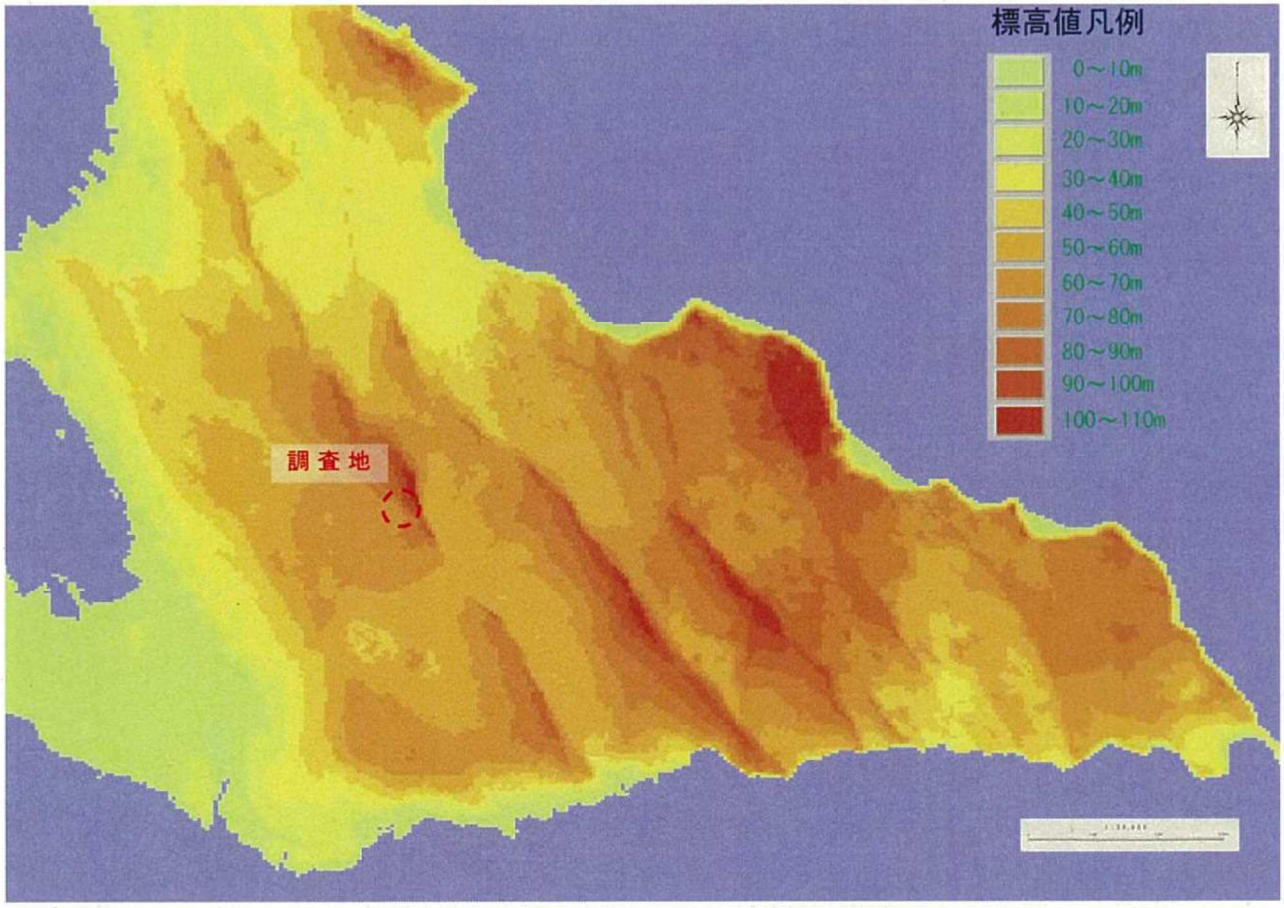

図 2-1-2　地形コンター図（「数値地図 50m メッシュ (財)日本地図センター発行」に加筆）

案内図・位置図

案内図

No Scale

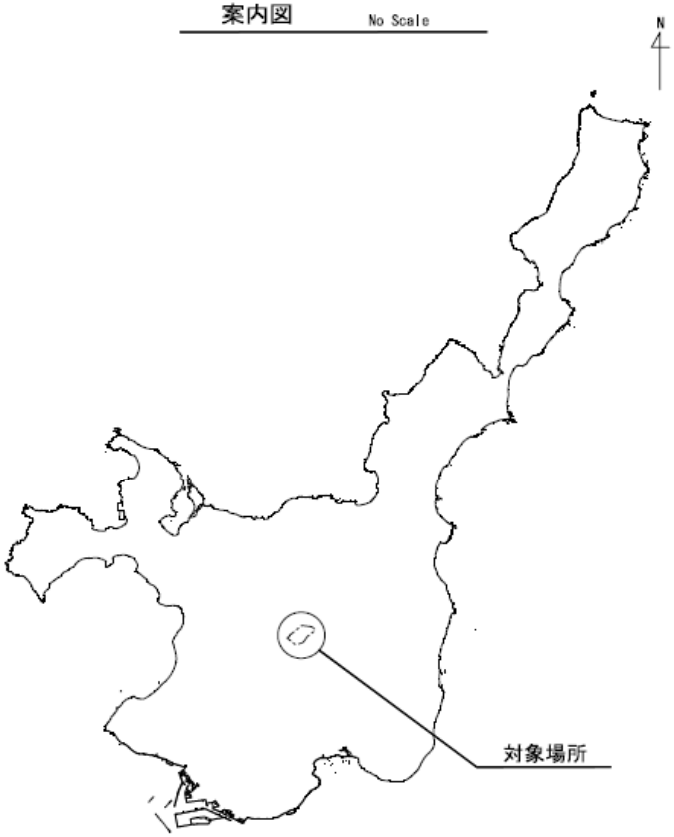

位置図

S=1:10,000(A3)
S=1: 5,000(A1)

３０．１２．１３

防　　衛　　省

与那国島の駐屯地外の海岸で昨年、また2か月ほど前にも自衛隊が訓練を実施していることを指摘したが、事実関係と具体的な訓練の概要、地元自治体への通知と住民への広報の状況がわかる資料を提出されたい。

ご指摘の訓練について、水泳検定を２回（２９年９月及び３０年９月）並びに漕舟訓練（３０年９月及び１０月）を実施した実績があります。

当該訓練は関係自治体が管理する漁港に隣接する浜辺で実施しており、使用の都度、関係自治体へ通知した上で許可を得て実施しております。

なお、陸上自衛隊から、本訓練に係る広報は実施しておりません。

３０．１２．１２
防　　衛　　省

１２月７日付資料要求について

５．伊江島補助飛行場周辺で米軍機による住宅地上空の飛行が繰り返されている下で、住宅地上空の飛行禁止を含め、従来の延長線上にとどまらない対応策を検討し、その結果を示されたい。

６．東村高江で米軍機の飛行訓練に伴う墜落の危険と騒音被害が拡大している下で、新設された６箇所のヘリパッドの使用停止と即時停止を含め、従来の延長線上にとどまらない対応策を検討し、その結果を示されたい。

○　米軍は、日米安全保障条約の目的達成のため、その能力を維持するための訓練を行っているものと認識しています。

○　他方、米軍が訓練を行うに当たっては、公共の安全に妥当な配慮を払うのは当然であると考えており、防衛省としては、引き続き、米側に対し、安全面に最大限の配慮を求め、住宅地上空の飛行を避けるなど周辺住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れてまいります。